

何等の周知方も行わず議會で實施を議決することは發足後の運営に暗影を來す懼れなしとしない。可及的速かに周知徹底を圖り、全町民納得の上に議決すべしとの意見と、一日早ければ一日早く町民の病氣に對する不安を除くことが出来るのであるから、町民のために速かに議決すべきであ

以上の要望と周知徹底をはかり然る後全町實施を議決し出來得る限り短い期間に實施することを全議員申合せて、議決は次期議會迄保留されることになった。

擬て我が町において國民健康保險の全面実施する資料としてのこの制度の大要と運営の基準を計數的に申述べて見よう

我が國現在の消費生活の水準においては、大部分のものが多額の醫療費の負担に堪へられない。もし家族の中から長期患者が出たら、それは直ちに死か、破産か、公的扶助かを意味するものであるといつてもよい。われわれの日常生活はこうした不安におびやかされている。この醫療費の不安を除くため國民健康保險制度が設けられているのである。

疾病傷痍は誰も望まぬところ
であるが、いつ何時病氣に罹り怪我をするかわからない。このような豫測しない不幸に陥つた場合、その肉体的苦痛

精神により疾病負傷分婉又は死亡に關して保險給付をする

●經營主体

國民健康保險は原則として市町村が行う。

●被保險者

國民健康保險を行う場合どういふ者がその被保險者になるかといふことは、國民健康保險法第八條の十五に示されてゐる通りであるが、これで取扱についてはそれぞれ條例に規定されるが、原則的に次の場合がある。

(1) 國民健康保險から除外される者

(本人)

一、健康保險共済組合ならびに船員の被保險者

二、特別國民健康保險組合

保險給付

助産、葬祭

保險給付の費用

イ、療養の給付、これは趣旨からいへば全額給付が最も望ましいことであるが、そのため高額の保險税を徴收しなければならぬ。現在國保實施の市町村の狀況は、大部分は五割給付で、残りの五割を患者支拂となつてゐる。この患者支拂を一部負担金という一部負担金は少ないほどよいが、保險財政の實狀によつて三割にするか五割にするかは充分に研究を要することである。一應こゝで五割によつて計算してみよう。

ロ、助産の給付、葬祭費の給付

これは實施市町村の現状はそれぞれ定額支給であるが、社會保障制度勸告案の線もあるが、この給付は今後研究課題として重要なものであるが、一應左記給付金額によつて計算してみる。

助産費	五〇〇圓
葬祭費	五〇〇圓
年間保險給付費の基礎計算基本係數	
被保險者數	二一、〇〇〇人
世帯主數	三、五〇〇戸
一部負担金徴收割合	五割

助産、葬祭の給付もある

保健婦	108,000	1	3	1
直療診		1	3	1
療費		1	3	1
助成金		10		
交付金				

		昭和二十九年年度縣平均六五・六占)			
受診率		85%			
(昭和29年度縣平均92.9%)					
イ、療養給付費年額					
(11,50錢1点單價)×60点					
(1件當点数)×21,000人					
(被保険者數)× $\frac{85}{100}$ 受診率					
=12,316,500圓					
ロ、助産費年額					
定額支給1件500圓					
出生率 $\frac{25}{1000}$					
500圓×21,000人 $\times \frac{25}{1000}$					
=26,500圓					
ハ、葬祭費年額					
定額支給1件500圓					
死亡率 $\frac{10}{1000}$					
500圓×21,000人×					
$\frac{10}{1000}$ =105,000圓					
ニ、保險給付費年額					
(イ) 12,316,500圓+262,500圓 (ロ) +105,000圓=12,684,000圓					
補助金					
補助 種目	基本額	國庫 監費 備考			
事務費	實際支出	10	-		
10					

被保險者均等割總額
百分の三五
3,017,542圓
世帯主平等割總額百分の一五
1,293,233圓
標準課稅總額百分の百

一戸當保險税年額は
 $8621,550 \text{ 圓} \div 3,500 \text{ 戸}$
 $= 2,463 \text{ 圓}$
 被保険者一人當保險税年額は
 $8,621,550 \text{ 圓} \div 21,500 \text{ 人} = 410 \text{ 圓}$
 保險税の算出の例をあげると
 (未だ本年度の課税總所得金額が判然しませんが)昭和三十年度の課税方法に準じて計算してみる。

例(家族五人被保険者六人の世帯は	課税所得金額	固定資産
夫 A	157,000 圓	6,000 圓
妻 B		1,700 圓

A 支出

科 目	金 額	租 税
役 場 費	1,354,815 圓	概算課税額
保險給付費	12,684,000 圓	源泉徴収額
保險施設費	1,231,670 圓	指定徴収費
準 備 金	634,200 圓	
その 他 出	615,825 圓	
合 計	16,520,490 圓	

國保は性質上住民の福祉に直
結する市町村費をもつてこれ
に、助産費、葬祭費、保健
施設を完全に行つてゆくため
には税だけにたよることもで
きない。

を助成することゝが當然である。また望ましいことである。現行の市町村では一般会計繰入金の形でこの助成を行つてゐる。昭和二十九年度は本縣に於ける一般会計繰入金は被保険者一人當八五圓である。

保險財政の收支均衡

國民健康保險は結構だが赤字が出てやり切れないといはれてゐるが、果してそうか。保險稅の調定が適正であり且つその徴收成績がよければ保(一)財政は健全であつて赤字のことはない。

次に前述の係數にもとづいて保險財政を検討してみよう。

(裏面に續く)

目	内	課	備	考
給費、助産費、葬費、保健婦給費、手當、需用費	療養給付費の10百分の5	療養給付費の10百分の5	療養給付費の10百分の5	療養給付費の10百分の5

B 収入			
科目	金額	算出の基礎	備考
保険税	6,635,085	調定 8,621,550 圓	収納率70%
一部負担金	5,595,125	(12,316,500) × 1/2 = 6,158,250 圓	収納率85%
國庫補助金	1,316,700	被保険者1人當62圓7錢	
事務費補助金	108,000	保健婦1人當108,000 圓	
保健婦補助	108,000	保健婦1人當108,000 圓	
助成交付金	2,463,300	療養給付費の2割	
一般會計繰入金	1,002,280	被保険者1人當47圓72錢	
合計	16,520,490 圓		

医療費は一人

一七〇〇円の経減

國民健康保険の効果
医療費はいかに軽減されるか
われわれの年間医療費はどの位か、つてゐるか。昭和二十八年厚生省大臣官房統計調査部の國民健康保険調査の結果によると、國民一人當の年間医療費は二、三九四圓である。國民健康保険による被保険者一人當負担額は(保険税年額410圓+一部負担金年額293圓=703圓)である。すなはち一人當医療費負担の軽減額は2,394圓-703圓=1,691圓、3,394圓-703圓=1,691圓である。人口二一、〇〇〇人余

一、社会保障の意義
世の中から病氣、貧困、犯罪などが一掃できたら、どんなに住みよい世の中になることでしょうか。
社會を暗くするもの、中でも病氣と貧困とは隣り合せであり、犯罪の原因でもあります。家庭に一人の病人が出ると、一家の精神的苦痛は申すまでもなく、そうでなくとも日常でない私經濟は医療費の

國民健康保険全町實施計畫

(15號より續く)

10、財政の収支均衡

支出			
科目	金額	内訳	備考
役場費	1,354,815	職員給、旅費、諸手当、需用費、會議費、諸費等	療養給付費の100分の11
保険給付費	12,684,000	療養諸費、助産、葬祭費等	
保健施設費	1,231,650	指導費、保健婦、旅費、諸手当、需用費等	療養給付費の100分の10
準備金	634,200		保険給付費の100分の5
その他の出	615,825		療養給付費の100分の5
計	16,520,490		

収入			
科目	金額	内訳	備考
國民健康保険	6,035,085	調定額 8,621,550	収納率70%
一部負担金	5,595,125	調定額 12,316,500 × 1/2 = 6,158,250	収納率85%
國庫補助金	1,316,700	被保険者1人當62圓7錢	
事務費補助	108,000	保健婦1人當108,000 × 1/3 = 36,000 圓	
助成交付金	2,463,300	療養給付費の2割	
一般會計繰入金	1,002,280	被保険者1人當47圓72錢	
計	16,520,490		

11、保険の効果

- 國民一人當りの年間医療費は 2,394圓
- 國民健康保険による被保険者1人當負担額
イ 410圓(保険税年額)+293圓(一部負担金)=703圓
ロ 軽減額 2,394圓-703圓=1,691圓
ハ 人口21,000人余りの我が町では 1,691圓×21,000人=35,511,000圓の負担が軽減せられる

あるいは税負担の軽減等々新町の建設計画は、福祉増進をねらつてまことに澤山ある。しかし農村や小都市における日常生活の現状を考察して、最も寒心に堪えないことは、医療費対策が甚だしく見劣りすることである。すなわち病氣にかゝつたときすぐ医師に診てもらい、しかもその薬代が軽く、あるいは病氣にかゝらないように、保健衛生の積極的な措置をとる等、総合的な医療対策が極めて貧弱か、皆無に近いことである。した

がつて新しい町においては、町の生活を明るくし、労働力を増進し、農業經濟を向上させる基礎として「医療対策」を強く打ち出すことが肝要である。
由來農業經濟が向上しないのは、医療費の負担がその消費面にかゝるの重圧となつてゐるからである。したがつて増産や土地改良や産業振興にだけ力を入れても、医療対策を忘れては、最も肝心な労働力が知らず知らずのうちに消耗されてゆく結果、生産は

さほど上らず、医療費の負担はかきみ生活は決して楽にならないのである。國民健康保険は、病氣になればすぐ医師にみてもらい(早期診療)その薬代が軽減され(適正診療)そのうえ病氣にかゝらない豫防対策(保健施設)等を町の實情に即して総合的に實施するのである。したがつて國民健康保険を除外して町の医療対策は考えられないのが現状である。

持増進よりみても、医療費負担の軽減よりみても、あるいは日常生活の改善向上の点よりみても、不可缺の制度であることがわかる。今や社會保障制度の中核として重視されてきたのも當然のことである。わが町においては新しい感覺をもつて、動きつゝある時代の現實を、住民の福祉の面に於いて捉え、これが画期的増進を圖るための施策として國民健康保険の全面的實施されるやう切望する。以上

協同の力

支出のため、忽ち困難を來しとうていこの負担に堪えられないのが、お互の家庭事情です。何んとかならないものでしょうか。
このような困難に處するにはお互の「協同の力」と「平素の用意」による外ないという考えから、保険の仕組によつて、相互に助け合うことが行われ社會保険という制度ができています。多數の人が協力して各人で掛金して置いて、

て、相互に助け合うことが行われ社會保険という制度ができています。多數の人が協力して各人で掛金して置いて、すべての國民は健康で文化的な最低限の生活を営む權利を持つており、國はすべての生活部面について社會福祉、社會保障及公衆衛生の面に努めなければならぬと規定されております。
二、國民の生きる途は相扶共濟
國民生活を豊かにするには全國の市町村に國民健康保険が實施され、國民の一人も洩

施の決意を固められることとなりやがてはすべての市町村に施行され、病氣の場合に早期診療も容易になり、經濟的困難が軽くて済むようになるのです。



十七日區長會議

區長會議は十七日開催されるが主な議案は國保関係なお、

今回の會議は區長制度實施後の初の會議である。區長同代理者の氏名は次のとおり。

區名	區長氏名	同代理者氏名
麻生第一	石神村 義正	關崎 榮四
石神村	中山 義正	關崎 榮四
小柳	沼口 義正	關崎 榮四
荒井	井 義正	關崎 榮四
大堀	井 義正	關崎 榮四
永井	井 義正	關崎 榮四
羽生	井 義正	關崎 榮四
小男	井 義正	關崎 榮四
庭生	井 義正	關崎 榮四
松善	井 義正	關崎 榮四
野郎	井 義正	關崎 榮四
崎	井 義正	關崎 榮四
右衛門	井 義正	關崎 榮四
勝	井 義正	關崎 榮四
惠門	井 義正	關崎 榮四
門	井 義正	關崎 榮四
清郎	井 義正	關崎 榮四
郎	井 義正	關崎 榮四
雄	井 義正	關崎 榮四
治郎	井 義正	關崎 榮四
郎	井 義正	關崎 榮四
松	井 義正	關崎 榮四
巨	井 義正	關崎 榮四
雄	井 義正	關崎 榮四
吉郎	井 義正	關崎 榮四

保險税の納期

國民健康保險税の納期は左の通り
第一期 四月二十日から全月三十日まで
第二期 五月二十日から全月三十日まで
第三期 六月二十日から全月三十日まで
第四期 七月二十日から全月三十日まで
第五期 八月二十日から全月三十一日まで